

VIEW

本来業務をちゃんとやりましょう！！

「作業前の準備時間」について労使協議をやりました！

「午前・午後の交番検査の前に5分程度の時間をとってグループごとに作業の打ち合わせを行うこと」を求めていた件について、11月27日に関西支社と「労使協議」を行いました。主なやり取りは以下の通りです。

《申し入れの項目と会社回答》

1. A交検、P交検の作業前に現場の各記録室において、A担務、B担務、C担務全員による特交検指示項目、作業指示書、作業上の注意事項等の確認を行うためにミーティングを行うようにすること。

【回答】作業指示は、朝の点呼で班長より伝えており、その後BC担務2名で作業前打ち合わせを行うようにしており、特交検指示項目、作業指示書、作業上の注意事項等の確認は十分にできる。

2. そのための打ち合わせ時間を5分程度設定すること。

【回答】現行通りとする。

3. 昼の休憩時間中に、午後の作業に必要な「工具吊り」や「安全带」の使用者名を記録室でサインして着用する行為は「サービス労働」ではないのか、関西支社車両課としての見解を明らかにすること。

【回答】「作業前後」に行うよう会社は指示している。但し検査時間前や休憩時間に貸し出しや返却を妨げるものではない。

【やり取りは省略】

会社の認識はこんな感じです。

しかし「より安全に余裕をもって作業がしたい」というのは社員みんなが思っていることではないでしょうか？！

例えば「主排障器の入念点検」という作業指示が点呼で言われ、「点検内容を載せた作業指示書」が出されますが、作業者がその内容を確認したり打ち合わせたりする時間は作業開始までの間にはありません。最近「見習い」がかなりの割合でつけられています。以前は「先頭車両と車掌スイッチの付いた号車」くらいでその他の中間号車については「基本的に一緒だからできる」と「見習い」はさせてくれませんでした。それだって「つまらないことでミスは出してほしくない」と会社が考えたからではないのでしょうか。「点呼での訓示や各種表彰」で3～5分ほど作業開始が遅れることはよくあるし作業自体に影響はありません。それなら「作業前の準備時間」をとって打ち合わせをして作業に臨んだ方がより「安全」です。「KY」や「NT活動」もいいですが、まず実作業ではないでしょうか。

社員の皆さん！それぞれ所属している労働組合でも「話題」にしていだけませんか？！